

第1章

総 則

この計画は、本市における各種事故災害対策計画の目的及び構成等を明らかにし、防災関係機関等が果たすべき役割を示すものである。

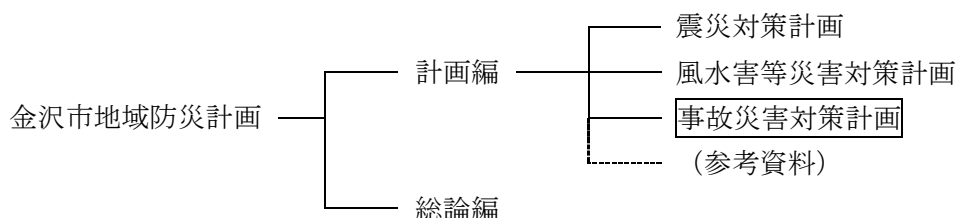
第1節 計画の主旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、金沢市の地域における事故災害に係る金沢市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を各種事故災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的とする。

2 計画の構成

この計画は本市における各種事故災害対策を体系化したものであって、「金沢市地域防災計画」の「計画編」のうち「事故災害対策計画」である。



事故災害対策計画の構成は以下のとおりである。

ア 第1章 総則

この計画の主旨、防災関係機関の業務の大綱について、計画の基本事項を示すものである。

イ 第2章 各種事故災害対策計画

陸・海・空の交通事故、危険物・流出油関連の事故、その他食中毒・不発弾等の突発的事故について、市及び関係機関の対策措置等を示すものである。

3 計画の修正と習熟

ア この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正を行う。

イ この計画は、金沢市職員をはじめ防災関係機関の構成員への周知、習熟を図り、広く市民に広報し、防災活動への理解を得るものとする。

第2節 防災関係機関の業務の大綱

この計画は、市及び防災関係機関がそれぞれの機能を有効に発揮し、相互に協力連携して最善の防災活動を行うため、災害対策として実施する事務又は業務の大綱を示す。

1 本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- ア 地域防災計画「事故災害対策計画」の作成
- イ 「事故災害対策計画」策定基礎調査の実施
- ウ 各種事故災害対策計画の推進…第2章に掲載
 - ・ 道路交通事故災害
 - ・ 鉄道事故災害
 - ・ 航空機事故災害
 - ・ 海上事故災害（海難事故、流出油）
 - ・ 危険物等事故
 - ・ 大規模火災
 - ・ 林野火災
 - ・ 原子力災害
 - ・ その他突発的事故災害
- エ 関係防災機関との連絡、調整

2 指定地方行政機関その他防災関係機関

次に掲げる機関は、市と緊密な連携をとりながら、それぞれが定めた業務を行う。

表1-2-1 指定地方行政機関等の業務

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
石 川 県	・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
石 川 県 警 察 本 部	・ 住民の避難誘導及び救出救助並びに交通規制等に関すること。 ・ 災害情報の収集に関すること。 ・ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ・ 犯罪の予防、取締り等に関すること。 ・ 危険物に対する保安対策に関すること。 ・ 広報活動に関すること。
隣 接 市 町	・ 災害応急対策の協力・連携に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	中部管区警察局	・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関する事。 ・他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関する事。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事。 ・情報の収集及び連絡に関する事。
	北 陸 財 務 局	・地方公共団体に対する災害融資に関する事。 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事。 ・主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関する事。 ・災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付に関する事。
	東海北陸厚生局	・被災負傷者の収容治療に関する事。
	北 陸 農 政 局 (農林水産省生産局(災害用米穀))	・国営農業用施設の整備及びその他の防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関する事。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関する事。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関する事。 ・災害金融についての指導に関する事。 ・災害時における応急用食料の調達・供給に関する事。
	近 畿 中 国 森 林 管 理 局	・森林治水による災害予防に関する事。 ・保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理に関する事。 ・災害時における木材(国有林)の供給に関する事。
	中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に関する事。 ・被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 ・被災中小企業の振興に関する事。
	中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	・電気施設、一般・簡易ガスに関する施設、鉦山における災害の防止及び災害時における応急措置に関する事。
	北陸信越運輸局	・災害時における車両調達のあっせん及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶調達等のあっせんに関する事。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方行政機関	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港 整備事務所)	・金沢港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関する こと。
	大 阪 航 空 局 (小松空港事務 所、能登空港 出張所)	・飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関すること。 ・災害時における航空についての措置に関すること。
	東京管区气象台 (金 沢 地 方 気 象 台)	・防災気象施設の管理に関すること。 ・気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動 に限る。)、水象に関する観測通報、予報及び警報等の発表・ 解除及び各関係機関への通知に関すること。 ・災害時の異常気象調査に関すること。
	第九管区海上 保安本部 (金 沢、七 尾 海上保安部)	・海上における災害予防に関すること。 ・海上における災害応急対策に関すること。 ・海難者、物資の輸送等救援活動に関すること。
	北陸総合通信局	・災害時における非常通信の確保に関すること。
	石 川 労 働 局	・災害時における産業安全に関すること。
	北陸地方整備局 (金沢河川国道 事務所)	・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予 防、災害復旧に関すること。
自 衛 隊		・災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援 活動に関すること。 ・災害時における応急復旧活動に関すること。
指定 公共機関	日 本 郵 便 株 式 会 社 (北 陸 支 社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対 策に関すること。
	西日本旅客鉄道 株 式 会 社 (金 沢 支 社)	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
	日本貨物鉄道 株 式 会 社 (金 沢 支 社)	・災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関する こと。
	西日本電信電話 株 式 会 社 (金 沢 支 店)	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	株式会社 NTT ド コ モ 北 陸 支 社	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	日 本 銀 行 (金 沢 支 店)	・災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日 本 赤 十 字 社 (石 川 県 支 部)	・災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関すること。 ・義援金品の募集及び配分に関すること。 ・日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 ・輸血用血液の確保・供給に関すること。 ・救護所の開設に関すること。
	日 本 放 送 協 会 (金 沢 放 送 局)	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	中日本高速道路株式会社 (金 沢 支 社)	・高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 ・災害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 ・高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
	日 本 通 運 株 式 会 社 (金 沢 支 店)	・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	北 陸 電 力 株 式 会 社 (石 川 支 店) 北陸電力送配電株式会社	・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・災害時における電力供給の確保に関すること。
指定地方公共機関	北 陸 鉄 道 株 式 会 社	・災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	I R いしかわ鉄道株式会社	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること。
	株 式 会 社 北 國 新 聞 社	・災害時における広報活動に関すること。
	株 式 会 社 中 日 新 聞 社 北 陸 本 社	・災害時における広報活動に関すること。
	北 陸 放 送 株 式 会 社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	石川テレビ放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株 式 会 社 テ レ ビ 金 沢	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株 式 会 社 エ フ エ ム 石 川	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方公共機関	北陸朝日放送株式会社	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	株式会社ラジオかなざわ	・気象等予警報の放送に関すること。 ・災害時における広報活動に関すること。
	石川県医師会	・医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 ・災害時における医療救護活動に関すること。
	石川県道路公社	・のと里山海道、能越自動車道、川北大橋の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 ・災害時ののと里山海道、能越自動車道、川北大橋の輸送路の確保に関すること。 ・のと里山海道、能越自動車道、川北大橋の災害復旧に関すること。
	石川県治水協会	・河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること。
施設の管理事業者その他の公共的団体及び防災上重要な	金沢市消防団連合会	・消防活動及び住民の避難誘導並びに救出救助に関すること。
	金沢商工会議所	・災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 ・救助及び救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	金沢市町会連合会、校下婦人会連絡協議会、公民館連合会、社会福祉協議会	・災害時における炊出し、各種応急対策、救助、救護等の協力に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。 ・被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること。
	金沢市災害時防災活動協力協定締結団体	・災害発生時に市が実施する災害応急対策への協力に関すること。
	自主防災組織、ボランティア団体、その他公共的活動団体	・災害時における住民連携、連絡に関すること。 ・災害時における住民相互の奉仕、協力に関すること。